

鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金の事務手続きについて

1. 事業計画の相談(随時)

○事業計画の概要(期間、内容、対象エリア)、財源(国庫補助事業の活用、起債の活用)などの情報が把握できる書類。

2. 交付申請書提出(随時)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

3. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)

4. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了→実績報告書提出(事業完了から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。